

～飼育動物診療施設の開設者・管理者の皆さまへ～

変更届、忘れずに提出を！

※ 次の①から⑧の事項に変更があった場合、**10日以内**に
網走家畜保健衛生所またはオホーツク総合振興局農務課
に変更届を提出してください。
(獣医療法第3条、獣医療法施行規則第1条)

① 開設者の氏名・住所

② 管理者の氏名・住所

☆③ 診療業務を行う獣医師 (異動や新規採用など)

④ 診療施設の名称

⑤ 診療施設の構造設備 (部分的な改築など)

⑥ エックス線装置に関する事項 (使用装置の変更
など)

⑦ 診療の業務の種類

⑧ 法人の場合、定款



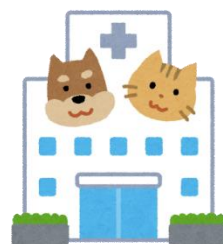
また、

○ 開設者の変更(法人化など)

○ 診療施設の移転

○ 診療施設の全面改築

があった場合は、



現施設の**廃止届**と、新施設の**開設届**が必要です。

ご不明な点などありましたら、
家畜保健衛生所 獣医事担当者までお問い合わせください



北海道網走家畜保健衛生所

電話:(0157)36-0725 FAX:(0157)36-5801

メールアドレス: abashiri-kaho.12@pref.hokkaido.lg.jp

(アバシリカホ.イチニ@プレフ.ホッカイドウ.エルジー.ジェイピー)

